

令和 7 年度 公文書開示状況（6 月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R7. 5. 1	R7. 5. 29	・ 6 港総財第538号 債権譲受人への契約解除の通知について(令和3年度勝どき五丁目陸上防潮堤建設工事)に係る文書 ・ 令和3年度勝どき五丁目陸上防潮堤建設工事に係る出来高総括表・工種別内訳表 ・ 6 港整調第512号 令和3 年度勝どき五丁目陸上防潮堤建設工事 工事代金の支払いについて(清算払い)	115		1						1	1	1				・ 個人を特定できる内容 条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・ 債権譲受人に関する情報 条例第 7 条第 3 号に該当 公にすることにより、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・ 印影 条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 港湾整備部 建設調整課
2	R7. 4. 14	R7. 6. 13	・ 晴海ふ頭の今後の取扱いについて(2 港経振第123号)に係る文書 ・ 臨海副都心内未処分地の面積及び地区が分かる文書	5	1														港湾局 総務部 総務課
3	R7. 4. 14	R7. 6. 13	下記工事契約に係る工事請負契約書 ・ 令和元年晴海客船ターミナル空調設備補修工事 ・ 令和 4 年度晴海客船ターミナル解体工事 ・ 晴海ふ頭客船受入施設(仮称)(5) 改築工事 ・ 令和 5 年度晴海ふ頭客船受入施設(仮称)(改築)電気設備工事 ・ 令和 5 年度晴海ふ頭客船受入施設(仮称)(改築)空調設備工事 ・ 令和 5 年度晴海ふ頭客船受入施設(仮称)(改築)給排水衛生設備工事 ・ 令和 6 年度晴海ふ頭客船受入施設(仮称)(改築)消火設備工事(その 2) ・ 令和 6 年度晴海ふ頭客船受入施設(仮称)(改築)太陽光発電設備工事	984		1												・ 受注業者の印影 (7条4号該当)	港湾局 総務部 総務課
4	R7. 4. 14	R7. 6. 13	・ 臨海副都心地域内の全ての未処分地のうち、最近臨港地区指定を解除し一般会計(都市整備局)へ所管換した青海地区の土地について、有償所管換か無償所管換か更に有償の場合はその価格が分かる文書 ・ ○○○○○○○○○協議会が過去に「風紀を乱すおそれのある風俗産業、ギャンブル産業などの進出、立地は好ましくない」とする趣旨の申し合わせを行った際に、港湾局が取得した当該申し合わせ事項を含む申し合わせ文書の全て(後に内容を変更した場合、その文書も含む)				1											・ 請求内容にある「一般会計(都市整備局)へ所管換」という事実がないことから、これに該当する文書が存在しない。 ・ 請求内容にある申し合わせ文書を收受した記録が無く、現在も保存されていないため、存在しない。	港湾局 総務部 総務課